

公 告

千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公告します。

令和7年12月24日

千曲市長 小 川 修 一

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
千曲市市民交流センター	特定非営利活動法人エリアネット	令和 8年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで
白鳥園	互惠株式会社	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで
戸倉老人コミュニティセンター	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで
更級老人コミュニティセンター		
五加老人コミュニティセンター		
埴生児童センター	社会福祉法人千曲市社会福祉協議会	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで
稲荷山児童センター		
屋代児童センター		
八幡児童センター		
東部児童センター		
戸倉児童館		
更級児童館		
五加児童館		
上山田児童館		
千曲市あんずの里スケッチパーク	特定非営利活動法人あんずの里振興会	令和 8年 4月 1日から 令和13年 3月31日まで